資料 1―2

令和３年度愛媛支部保険料率について

全国健康保険協会 愛媛支部
協会けんぽ

（医療分）

令和３年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

１．平均保険料率

■ コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金の残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。

■ 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和３年度の保険料率を10%維持することが適当であると考える。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。

■ 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。

■ 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくることを考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないか。

■ 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。

■ 保険料率を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料率の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2．保険料率の変更時期

■ 令和３年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

○令和3年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え（新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

※（　）は昨年の支部数

意見の提出なし　　６支部（13支部）

意見の提出あり　　４１支部（34支部）

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部　３１支部（21支部）

② ①と③の両方の意見のある支部　５支部（7支部）

③ 引き下げるべきという支部　２支部（2支部）

④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし）　３支部（4支部）

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

○令和３年度平均保険料率に関する愛媛支部評議会意見（令和２年度第２回評議会）

【評議会意見】
コロナ禍における現在の経済情勢の悪化を踏まえると、平均保険料率10%が妥当である。

【学識経験者】
・コロナケースを十分考えるべき。リーマンショック時のGDPの落ち込みは17.8%であったが、それに対し、コロナ禍は28.1%であった。このことからみても、コロナ禍の経済への深刻度はリーマンショック時を超えており、影響を無視できないと考える。現時点では最悪のシナリオ（コロナⅢ）も想定しなければならないが、今後の状況を見ながら修正すべきである。

・リーマンショック時と同等に算定することには懸念がある。リーマンショックとコロナ禍ではリスクファクターが違うため、試算には違和感がある。今後さらに高齢化率が上がっていき、生産年齢人口が減少していくという状況になるため、コロナ禍の状況を除外しても保険料率の引き下げは危うい。現状維持が妥当ではないか。

・10%維持が妥当と考える。コロナ禍は見通しが不明であり、その時々の状況を見ながら検討する必要がある。

【事業主代表】
・賃金の上昇率が0%や0.6%で推移していくことは考えられない。賃金の伸びがないというのは悲観的ではないかと感じた。

・リーマンショック時とコロナ禍では内容が違う。コロナ禍は自粛を求めたりするなど人為的な部分で経済への影響はあるが、賃金が下がるということなないのではと考えている。

【被保険者代表】
・9.8%に下げても将来的には上げなければならないため、10%維持とした方がよい。

・10%維持が妥当である。賃金については、今年のボーナスにも影響が出ていた。中小企業の春闘の話では、来年の賃上げは厳しい状況である。賃金の上昇率が0%はあり得ないが、引き上げ率がゼロの会社は増えるのではないか。

○協会けんぽの収支見込（医療分）≪前年度の収支見込み（及び決算）との差について≫

（単位：億円）

		R１年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 （R2年12月）	政府予算案を 踏まえた見込 （R2年12月）	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24－R2年度保険料率：　10.00% R3年度保険料率：　10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	拠出金等対前年度比 ＋272 ＋172 ▲ 0 ＋443
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	○R3年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	R3年度均衡保険料率：9.70%
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

注）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

○令和元年度の都道府県支部別の収支差

令和3年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。
収支差がプラスの場合は収入の「その他の収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

（単位：百万円）

1 北海道	▲ 849	25 滋賀	112
2 青森	▲ 244	26 京都	▲ 272
3 岩手	27	27 大阪	▲ 2,043
4 宮城	312	28 兵庫	▲ 1,407
5 秋田	156	29 奈良	278
6 山形	▲ 344	30 和歌山	70
7 福島	▲ 65	31 鳥取	27
8 茨城	613	32 島根	130
9 栃木	124	33 岡山	416
10 群馬	1,335	34 広島	81
11 埼玉	▲ 492	35 山口	92
12 千葉	27	36 徳島	192
13 東京	2,853	37 香川	452
14 神奈川	▲ 1,511	38 愛媛	▲ 743
15 新潟	153	39 高知	259
16 富山	33	40 福岡	1,790
17 石川	▲ 468	41 佐賀	430
18 福井	▲ 410	42 長崎	159
19 山梨	419	43 熊本	▲ 339
20 長野	▲ 711	44 大分	▲ 149
21 岐阜	426	45 宮崎	613
22 静岡	▲ 283	46 鹿児島	▲ 928
23 愛知	▲ 566	47 沖縄	▲ 96
24 三重	344	全国計	0

○インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

（単位：百万円）

	加算額	減算額	加減算額		加算額	減算額	加減算額
1　北海道	285	0	285	25　滋　賀	58	458	▲ 400
2　青　森	65	0	65	26　京　都	151	74	77
3　岩　手	63	98	▲ 35	27　大　阪	606	0	606
4　宮　城	119	296	▲ 177	28　兵　庫	255	0	255
5　秋　田	47	0	47	29　奈　良	50	102	▲ 52
6　山　形	61	511	▲ 450	30　和歌山	46	81	▲ 35
7　福　島	108	413	▲ 305	31　鳥　取	31	0	31
8　茨　城	121	0	121	32　島　根	38	353	▲ 315
9　栃　木	90	55	35	33　岡　山	118	274	▲ 156
10　群　馬	105	0	105	34　広　島	180	0	180
11　埼　玉	243	0	243	35　山　口	70	0	70
12　千　葉	170	0	170	36　徳　島	42	2	40
13　東　京	1,040	0	1,040	37　香　川	62	53	9
14　神奈川	300	0	300	38　愛　媛	82	0	82
15　新　潟	130	517	▲ 386	39　高　知	39	0	39
16　富　山	72	656	▲ 585	40　福　岡	303	775	▲ 472
17　石　川	76	0	76	41　佐　賀	43	216	▲ 173
18　福　井	49	361	▲ 311	42　長　崎	67	227	▲ 159
19　山　梨	42	0	42	43　熊　本	96	556	▲ 460
20　長　野	107	0	107	44　大　分	64	106	▲ 42
21　岐　阜	127	0	127	45　宮　崎	59	186	▲ 127
22　静　岡	178	0	178	46　鹿児島	89	0	89
23　愛　知	451	0	451	47　沖　縄	77	393	▲ 316
24　三　重	88	0	88	全　国　計	6,764	6,764	0

（※）全支部でインセンティブ制度の財源を捻出（R1年度の支部総報酬月額の実績値×0.007%）、料率に加算
R1年度実績上位23支部には、支部ごとの得点に応じて報奨金を付与して減額

○令和３年度愛媛支部保険料率

現　行	令和3年4月納付分～
令和2年度 10.07%	令和3年度 10．22%

報酬月額　20万で300円UP　折半額150円
〃　　30万で450円UP　折半額225円

現行から0.15%の引き上げとなる。

下記の数値は震災に伴う波及増の告示が令和3年1月下旬頃確定する予定であるため、暫定版である。

		全国	愛媛
医療給付費についての調整後の保険料率（ａ）		5.29%	5.45%
	年齢調整	—	0.03%
	所得調整	—	▲0.51%
所要保険料率（ａ＋4.71%） 4.71%は全国一律の保険料率（内訳は以下のとおり） 現金給付費、前期高齢者納付金等　3.99% 業務経費等　0.74% その他　▲0.03%		10.0%	10.16%
保険料率（愛媛支部精算反映後）		10.0%	10.22%
保険料率（インセンティブ反映後）		10.0%	10.22%

【参考：愛媛支部保険料率等の推移】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
愛媛支部保険料率（%）	8.20	8.19	9.34	9.51	10.03			10.03		10.11	10.10	10.02	10.07	10.22
平均保険料率（%）	8.20	8.20	9.34	9.50	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
激変緩和措置	—	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10	—

○令和３年度都道府県単位保険料率における保険料率別支部数（暫定版）

保険料率（%）	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
愛媛 10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1

23

保険料率（%）	支部数
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23

（介護分）

○協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 （R2年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （R2年12月）	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% **R3年度保険料率： 1.80%**
	国庫補助等	515	－	－	
	その他	－	－	－	
	計	10,589	10,343	10,983	納付金対前年度比 ⇒ ＋ 242
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	－	21	－	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

○介護保険の令和３年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で定められている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分（466億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80％（4月納付分から変更）とする。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	**R3**
介護保険料率（%）	1.13	1.19	1.50	1.51	1.55	1.55	1.72	1.58	1.58	1.65	1.57	1.73	1.79	**1.80**

（インセンティブについて）

○令和元年度実績の評価について

＜インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法＞

評価指標	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法の変更点
【指標１】 特定健診等の実施率	○ 令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。
【指標２】 特定保健指導の実施率	○ 分母について、令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。 ○ 分子については、平成31年4月から令和2年3月分実績で評価する。
【指標３】 特定保健指導対象者の減少率	○ 変更なし
【指標４】 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	○ 平成31年4月から令和元年11月の間に一次勧奨をした対象者の実績で評価（加入者が医療機関への受診を自粛した令和2年３月から５月等を評価の対象外とする。）
【指標５】 後発医薬品の使用割合	○ 変更なし

評価指標	偏差値（全国順位）
①特定健診等の実施率	57.3（9位）
②特定保健指導の実施率	54.4（14位）
③特定保健指導対象者の減少率	40.8（41位）
④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	51.9（15位）
⑤ジェネリック医薬品の使用割合	42.1（39位）
総得点（偏差値の合計）	246.5（27位）

前年43位より上昇

令和元年度実績（４月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和元年度実績評価 ⇒ 令和3年度保険料率へ反映した場合の試算】

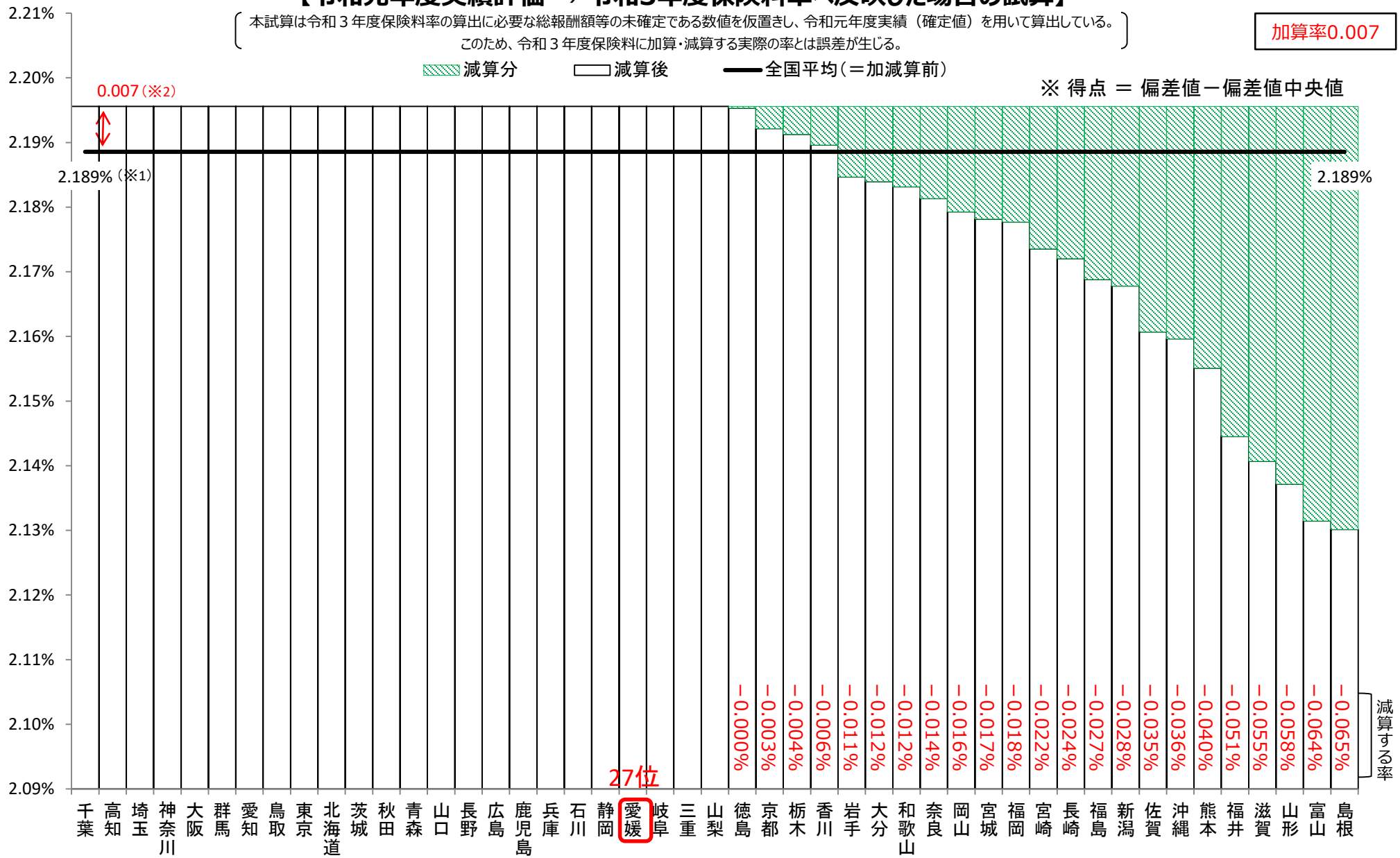

※1　2.189%とは、令和元年度決算における総報酬額及び後期高齢者支援金の額を基に仮に算出した後期高齢者支援金の料率である。

※2　令和3年度保険料率に盛り込むインセンティブ分保険料率（0.007%）は、令和元年度総報酬額の実績に0.007%を乗じて令和3年度総報酬額の見込み額を除して計算する。本試算においては、計算のためのデータがないため、0.007%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催　第91回運営委員会資料　資料３」に掲載。）

＜偏差値及び順位を表示＞令和元年度の実績（確定値）：北海道支部～三重支部

支部名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		得点		支部名
	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	
北海道	42.7	42	40.4	43	44.1	34	51.4	18	55.5	15	234.1	38	北海道
青森	49.4	20	42.4	39	41.6	39	51.1	20	52.3	18	236.9	35	青森
岩手	57.4	8	40.4	42	41.9	38	53.8	11	62.2	3	255.7	19	岩手
宮城	53.8	16	57.1	10	46.4	32	40.5	42	61.9	4	259.8	14	宮城
秋田	47.3	25	56.7	11	41.6	40	33.6	46	56.7	12	235.8	36	秋田
山形	68.3	1	47.6	29	55.3	15	54.6	8	60.1	7	285.8	3	山形
福島	45.8	32	51.3	20	58.1	9	49.9	25	60.6	6	265.7	10	福島
茨城	42.6	43	51.4	19	42.6	37	51.4	19	46.4	31	234.4	37	茨城
栃木	45.6	34	52.7	15	57.8	10	46.3	33	49.0	23	251.5	21	栃木
群馬	45.0	37	44.3	35	48.6	27	42.0	41	47.7	26	227.6	42	群馬
埼玉	48.2	22	38.2	44	35.6	44	44.1	37	49.1	22	215.2	45	埼玉
千葉	35.9	47	36.5	46	42.7	36	47.0	32	49.4	21	211.6	47	千葉
東京	53.9	15	38.0	45	48.1	28	44.7	35	47.7	28	232.4	39	東京
神奈川	46.1	30	44.8	34	39.8	42	45.7	34	46.9	30	223.3	44	神奈川
新潟	59.2	4	45.7	33	53.4	17	49.9	24	58.2	10	266.4	9	新潟
富山	60.6	3	61.4	5	32.8	46	78.8	1	55.9	13	289.5	2	富山
石川	57.2	10	49.8	23	34.3	45	54.3	10	47.6	29	243.2	29	石川
福井	53.2	18	51.2	21	56.2	12	75.5	2	45.0	35	281.2	5	福井
山梨	58.9	5	51.7	17	35.7	43	39.1	45	63.3	2	248.8	24	山梨
長野	55.1	12	48.6	27	50.4	23	39.3	44	46.2	32	239.7	33	長野
岐阜	45.4	36	64.2	2	55.4	14	39.7	43	42.1	40	246.7	26	岐阜
静岡	51.7	19	42.0	40	56.2	11	48.3	27	47.7	27	245.9	28	静岡
愛知	47.0	27	43.3	37	51.6	18	44.5	36	42.6	38	229.0	41	愛知
三重	58.1	6	41.7	41	47.4	30	57.4	7	43.4	37	248.1	25	三重

＜偏差値及び順位を表示＞令和元年度の実績（確定値）：滋賀支部～沖縄支部

支部名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		得点	
	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位
滋賀	56.5	11	55.2	13	73.8	1	47.2	31	50.9	20	283.6	4
京都	47.9	24	49.6	24	62.1	4	50.3	21	41.0	41	250.9	22
大阪	39.8	46	45.8	32	53.8	16	48.3	28	40.0	42	227.6	43
兵庫	48.1	23	46.6	30	51.2	20	51.7	16	45.6	34	243.2	30
奈良	42.8	41	63.2	4	73.0	2	47.6	29	31.2	47	257.8	16
和歌山	44.8	38	51.5	18	58.7	7	65.9	4	35.7	45	256.6	17
鳥取	47.2	26	35.2	47	46.8	31	47.4	30	53.1	17	229.6	40
島根	57.6	7	56.3	12	61.2	6	53.4	12	61.7	5	290.3	1
岡山	44.4	39	63.7	3	43.3	35	58.9	5	48.8	24	259.1	15
広島	46.1	31	49.2	25	48.0	29	51.6	17	45.6	33	240.5	32
山口	46.4	29	44.2	36	50.3	25	50.1	22	48.0	25	239.0	34
徳島	46.5	28	57.7	9	58.5	8	52.4	14	33.8	46	248.9	23
香川	42.2	44	68.7	1	44.3	33	57.8	6	39.4	44	252.5	20
愛媛	57.3	9	54.4	14	40.8	41	51.9	15	42.1	39	246.5	27
高知	54.6	14	51.2	22	25.0	47	44.0	38	39.5	43	214.3	46
福岡	41.3	45	51.9	16	49.3	26	66.3	3	51.3	19	260.1	13
佐賀	45.7	33	46.0	31	72.2	3	52.8	13	54.2	16	270.9	8
長崎	53.5	17	48.9	26	51.6	19	50.0	23	59.7	8	263.7	11
熊本	54.7	13	59.9	7	50.6	21	49.5	26	59.7	9	274.4	6
大分	66.1	2	60.2	6	56.1	13	29.4	47	44.3	36	256.1	18
宮崎	43.1	40	48.2	28	61.3	5	54.6	9	55.5	14	262.7	12
鹿児島	49.2	21	42.5	38	50.4	24	42.7	40	56.7	11	241.5	31
沖縄	45.4	35	58.1	8	50.5	22	43.1	39	74.4	1	271.6	7

（広報）

令和3年度　保険料率改定に係る広報スケジュール

令和3年1月 | 2月 | 3月 | 4月

料率認可

**ホームページ
メールマガジン**

【2月上旬～】
料率についてわかりやすく説明
★認可を受けて、本部ホームページに料額表を掲載

**＜関係団体等＞
都道府県・市区町村
事業主訪問等**

【2月上旬～】
◆事業主・関係団体へのきめ細かな説明及び広報依頼
◆健康保険委員へのきめ細やかな広報（メルマガ等）
◆都道府県や市区町村への広報依頼
◆地方紙への記事掲載のための情報提供（投げ込み、など）

**加入者・事業主へ
のお知らせ**

- 2月納入告知書へ 料率広報チラシ同封
- 3月納入告知書 へチラシ同封
- WEBバナー広告等掲載
- 特設ページ（LP））掲載
- 支部での各種広報（新聞・都道府県広報誌等）
- ポスター ◆支部窓口に掲示、関係団体等へ送付

**任意継続加入者
へのお知らせ**

- 任継加入者へ 改定のお知らせ送付
- 任継加入者へ チラシ同封
- 前納納付書を 対象者に送付

本部実施　支部実施